

～医療・介護・生活支援を考える～

やっぱり家がいい！

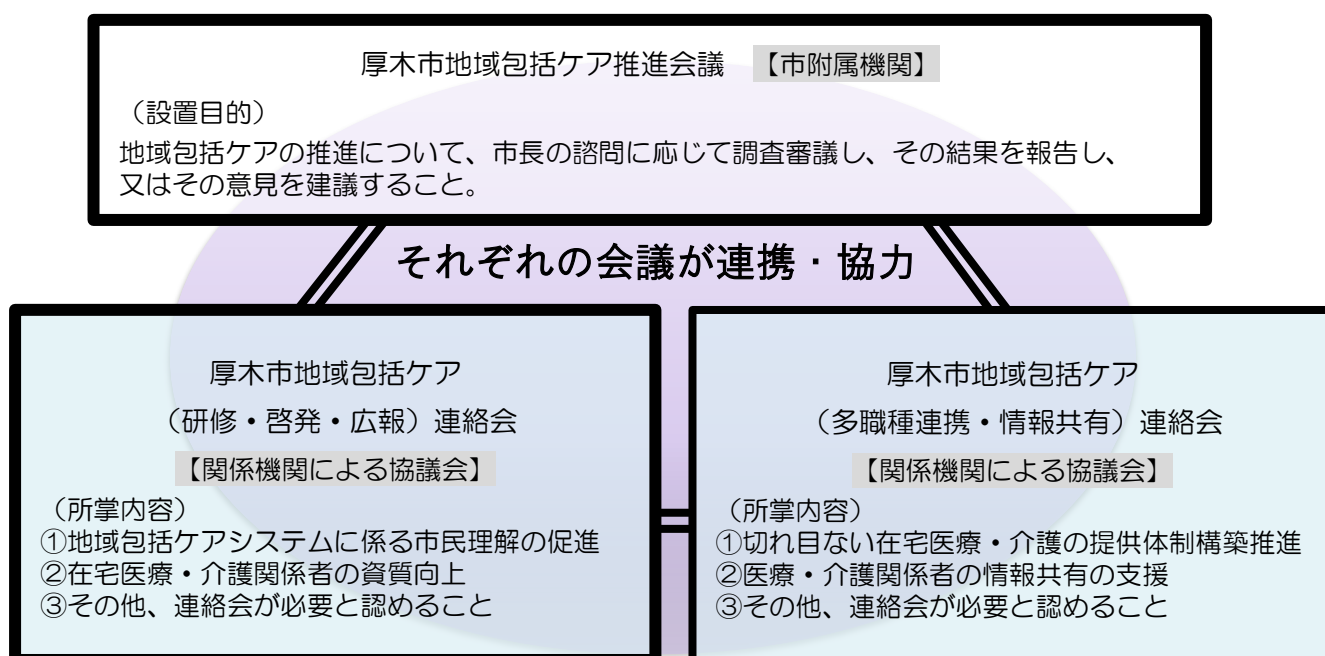
第7弾



厚木市の地域包括ケア推進体制

厚木市では、地域包括ケア社会の実現に向けて、平成 27 年度から検討する会議を設置しています。会議の委員は、医師・歯科医師・薬剤師などの医療関係者をはじめ、ケアマネジャー・地域包括支援センター・障がい者基幹相談支援センターなどの介護福祉関係者や地域住民で構成されます。

また、関係機関等が協議をする場として、研修・啓発・広報と多職種連携・情報共有を担当する連絡会を設置し、在宅医療・介護連携の推進など、より具体的な内容について協議を進めています。



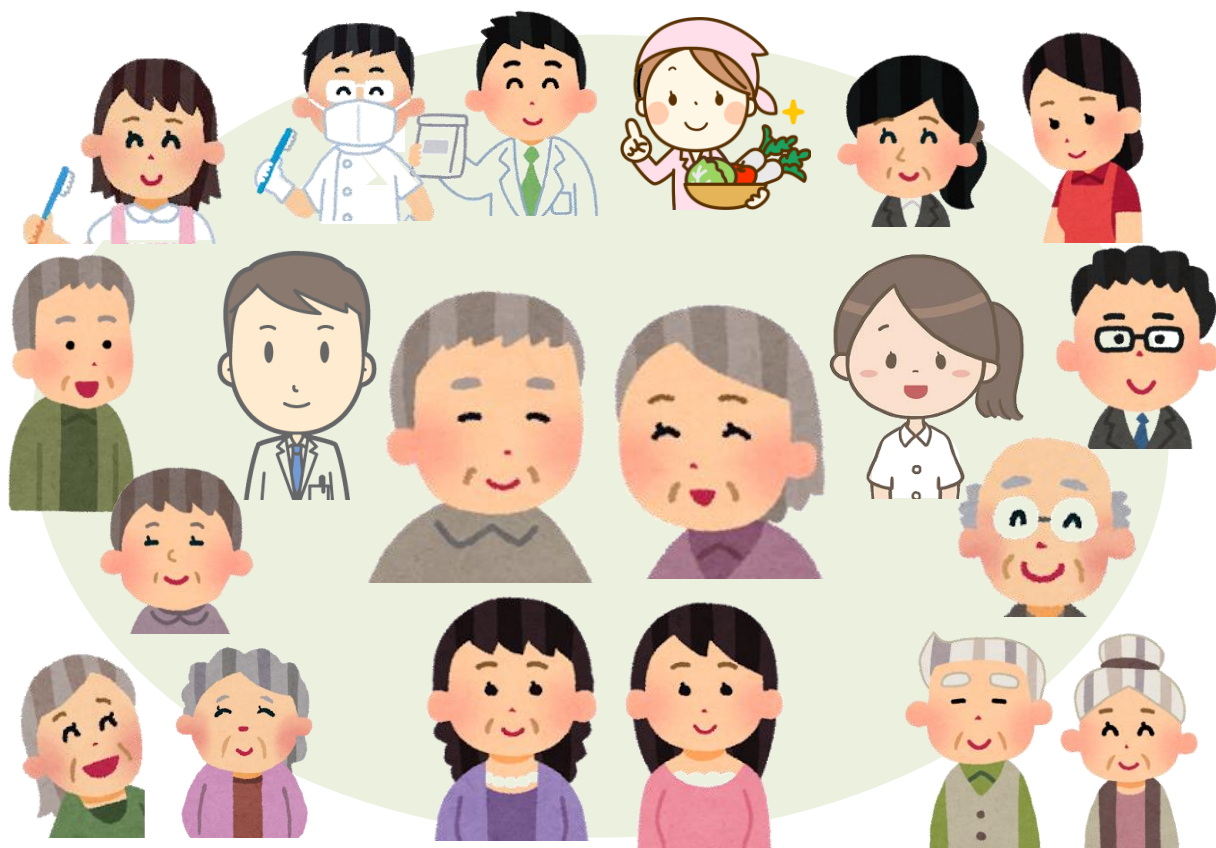
図で表わした会議のほかにも、他の附属機関で地域包括ケアの視点を持った建議を行っており、全市的な取組として地域包括ケアを推進しています。

また、生活支援体制整備についての関係者等協議体（生活支援体制整備協議体）においても地域包括ケア社会を実現するために必要な協議を進めています。

厚木市地域包括ケア（研修・啓発・広報）連絡会名簿

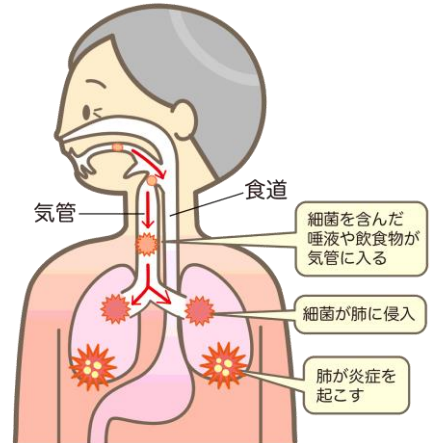
【規程順】

氏名（役職）	選出区分	所属
徳武 巖	厚木医師会	徳武クリニック
高熊 達朗	厚木歯科医師会	高熊歯科
曾根 智章	厚木薬剤師会	たかたみ薬局
ハント 香保	厚木地区看護部長会	厚木佐藤病院
オビアウチ 尚子	厚木医療福祉連絡会 訪問看護部会	なごみ訪問看護リハビリステーション厚木南
中橋 真弓（リーダー）	厚木医療福祉連絡会 リハビリテーション部会	社会医療法人社団 三思会 管理部
増田 好行	厚木医療福祉連絡会 介護支援専門員部会	玉川グリーンホーム居宅介護支援
江頭 文江	厚木医療福祉連絡会 摂食嚥下部会	地域栄養ケア PEACH厚木
中澤 若菜	厚木病院協会	神奈川リハビリテーション病院
井上 英男	厚木市地域福祉推進協議会	睦合北地区地域福祉推進委員会
矢野 香織	地域包括支援センター	睦合南地域包括支援センター
寺戸 千鶴子	障がい者相談支援センター	ハートラインあゆみ
小又 倫実	厚木市社会福祉協議会	厚木市社会福祉協議会



誤嚥性肺炎とは

本来、気管に入ってはいけないものが気管に入り込むことを「誤嚥（ごえん）」といい、誤嚥によって細菌やウイルスが肺に入っておこる肺炎を「誤嚥性肺炎（ごえんせいはいえん）」といいます。高齢期に肺炎になると、命にかかわることもあるため、誤嚥を引き起こさない工夫が必要です。



症状

一般的な症状

- 発熱（37.5℃以上）
- 咳が7日以上続く
- 粘り気のある痰、黄色や緑色の痰が出る
- 息苦しい
- 動悸がする、脈が速い（100回/分）
- 悪寒がする など

高齢期は症状が出にくい方もいます

- 痰が出ない もしくは 微熱程度
- 咳や痰などの症状が、あまり見られない
- なんとなく元気がない
- 食欲がない
- ぼーっとする

★日常生活の変化に気をつけ、これらの兆候がみられたら、すぐにかかりつけの医師や病院に相談することが、誤嚥性肺炎の発見につながります。

介護度が上がった時や認定内容に納得できない場合は区分変更申請を行うことができます。

申請の流れ

ケアマネジャーがアセスメント

区分変更申請の必要性を検討します。

申請する

市の窓口にて区分変更の申請をします。
多くの場合、ケアマネジャーが代行で申請します。

要介護認定

●認定調査＋主治医意見書

認定調査員が自宅などを訪問し、心身の状況の調査を行います。また、本人の主治医に心身の状況についての意見書を作成してもらいます。

●介護認定審査会（二次判定）

認定調査の結果と主治医意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査、判定を行います。

●認定

介護認定審査会の審査結果にもとづいて、介護を必要とする度合い「要介護状態区分等」が認定されます。

認定結果の通知

市から認定結果が通知されます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護



どんなサービス？

要介護 1 以上の方が対象のサービスです。

24 時間対応で、定期的にも、突発的にも訪問してくれます。

特徴

- 介護サービスと医療サービスが一体的に受けられる
- 一人暮らし、老老介護で介護度が高くなっても、自宅で暮らし続けられる
- 夜中でもオペレーターとつながるので、安心
- 利用料は 1 カ月の定額制なので、1 日複数回、必要なだけ使える

基本となるのは、次の 4 つのサービスです。

定期巡回サービス

ケアプランに基づいて、訪問介護員が利用者宅を定期的に巡回で訪問し、短時間の介護サービスを行います。主な内容は排泄介助、食事介助、服薬介助、安否確認などです。

随時対応サービス

24 時間 365 日常駐のオペレーター（看護師・介護福祉士等）が、利用者・家族から体調不良や緊急時などに専用の端末機で連絡を受け、訪問を要するかそうでないかを判断します。

随時訪問サービス

随時対応サービスで訪問を要すると判断した場合、訪問介護員が利用者宅を訪問して介護サービスを行います。主な内容は転倒時の対応、排泄介助などです。

訪問看護サービス

看護職員などが医師の指示書に基づいて利用者宅を訪問し、看護サービスを行います。主な内容は、体調不良への対応、服薬管理、褥瘡の処置、排便管理などです。

愛の一声ごみ収集事業

資料4

高齢や身体状況により、ごみ出しができない世帯に個別でごみ収集に伺います。

※対象世帯に該当する場合、申請が必要です。

対象世帯

市内在住で、ごみ出しが可能な世帯員がおらず、要介護2以上の認定を受けた世帯またはごみ出しが困難と判断される身体状況にあると認められる世帯

事業内容

対象世帯の玄関先などに出されたごみを指定の曜日に収集します。ごみが出ていない場合は、安否を確認します。

申請方法

申請書を環境事業課へ提出してください。

注意事項

- ・天候やごみの量、道路の混み具合等により、収集に伺う時間帯が異なります。収集時間の指定はできません。
- ・申込みの際には、対象世帯の方に異変があった場合の緊急連絡先として、昼間に連絡のとれる方をお知らせください。
- ・都合により留守にされるときや長期に渡り不在のときは、事前に環境事業課にご連絡ください。

窓口

厚木市 環境事業課 業務係 電話番号 225-2790

